

高知市老朽住宅等除却事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、避難路の確保及び市街地の防災安全性を確保することを目的として、住宅その他の建築物（以下「住宅等」という。）が立ち並ぶ地域又は緊急輸送道路若しくは避難路沿道の老朽化した住宅等の除却を行う者に対して高知市老朽住宅等除却事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、補助金等の交付に関する条例（昭和29年条例第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる住宅等)

第2条 対象となる住宅等（以下「対象住宅等」という。）は、本市に存する住宅等のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路若しくは避難路、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第1項に規定する都道府県耐震改修促進計画若しくは同法第6条第1項に規定する市町村耐震改修促進計画に位置付けられた避難路若しくは市が定める津波避難計画に位置付けられた避難路の沿道に位置する老朽化した住宅等又は住宅等が立ち並ぶ地域に位置する老朽化した住宅等で、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。ただし、国、地方公共団体その他の公の機関が所有するものを除く。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅等で、かつ、現に使用されていない住宅等
- (2) 鉄筋コンクリート造の住宅等にあつては別表第1、コンクリートブロック造等の住宅等にあつては別表第2、鉄筋コンクリート造及びコンクリートブロック造等以外の住宅等にあつては別表第3による評点が100点以上となる住宅等
- (3) この要綱に基づく補助金のほかに、国、地方公共団体その他公的機関から同種類別の補助金等の交付を受けていない住宅等
- (4) 故意に破損させたものでない住宅等

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるものについては、対象住宅等とすることができる。（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、対象住宅等の所有者である個人又は法人のうち、第7条第1項に規定する老朽度確認を受けたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

- (1) 県税又は市税を滞納している者
- (2) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれかに該当すると認められる者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う対象住宅等を除却する工事（以下「除却工事」という。）であつて、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者に請け負わせる除却工事とする。

2 除却工事は、当該年度の1月末までに工事が完了するものでなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としなない。

- (1) 第9条第1項の規定による補助金の交付の決定前に除却工事の請負契約を締結したとき。
- (2) 対象住宅等的一部分のみを除却するとき。
- (3) その他市長が不適当と認めるとき。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費とする。

(補助金額)

第6条 補助金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額を限度とし、予算の範囲内において、市長が認める額とする。

- (1) 補助対象経費に10分の8を乗じて得た額
- (2) 1平方メートル当たり22,000円に対象住宅等の延床面積を乗じて得た額に10分の8を乗じて得た額
- (3) 1,645,000円

2 前項の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

(住宅等の確認)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、次条第1項の申請の前に、住宅等について、第2条第1項第2号に掲げる要件を満たす旨の確認（以下「老朽度確認」という。）を受けなければならない。

2 老朽度確認を受けようとする者は、住宅等老朽度確認申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、住宅等老朽度確認結果通知書（様式第2号）によりその結果を当該申請をした者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第3号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 補助対象者は、前項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（第5条の補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた金額をいう。以下同じ。）があるときは、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めるときは補助金交付決定通知書（様式第4号）により、適当でないとしたときは所定の補助金交付却下通知書により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の補助金交付申請取下届出書により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の着手)

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定の日から起算しておおむね1か月以内に補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）に着手しなければならない。

(変更承認等)

第12条 補助事業者は、補助事業について、事業内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業変更等承認申請書（様式第5号）により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金額の増減を伴わない事業内容の変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、所定の補助事業変更等承認（否認）通知書により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該年度の1月末日までに実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 第8条第2項ただし書の規定により交付申請をした補助事業者は、前項の報告に当たって当該補助金

に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第14条 市長は、前条第1項の報告があったときは、内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、補助金額確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第15条 補助事業者は、前条に規定する補助金額の確定通知を受けたときは、当該年度の3月31日までに補助金交付請求書(様式第8号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(代理受領等)

第16条 補助事業者は、補助金の交付の請求及び受領を、除却工事を請け負わせた者に委任する方法(以下「代理受領」という。)により行うことができる。ただし、補助事業者が、補助事業の総事業費の額から補助金額を控除した額を超える額を、除却工事を請け負わせた者に対して支払っている場合は、この限りでない。

2 代理受領により補助金の交付を受けようとする者は、第14条の規定による補助金額の確定後、前条第1項に規定する期日までに補助金交付請求書(代理受領)(様式第9号)に請求及び受領に関する委任状(様式第10号)を添えて市長に補助金の交付を請求するものとする。

3 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求を行った者に補助金を交付するものとする。

4 前項の規定による交付があったときは、補助事業者に対し補助金の交付があったものとみなす。

(補助金の交付決定の取消し)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 第3条第2項各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。

(4) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。

(5) 補助事業を中止又は廃止したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、所定の補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 第8条第2項ただし書の規定により交付申請をした補助事業者は、第13条第1項の報告の後に、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額(同条第2項の規定により減額して報告した場合は、減額した金額を超える金額)を速やかに所定の消費税仕入控除税額等報告書により市長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

(調査等)

第19条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類

の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(整備保管)

第20条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に改正前の高知市老朽住宅除却事業費補助金交付要綱の規定に基づき事業の認定を受けた者に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市老朽住宅除却事業費補助金交付要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定に基づき事業の認定を受けた者に係る補助金については、なお従前の例による。

3 改正前の要綱の規定による様式は、この要綱による改正後の高知市老朽住宅等除却事業費補助金交付要綱の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年6月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市老朽住宅等除却事業費補助金交付要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定に基づき事業の認定を受けた者に係る補助金については、なお従前の例による。

3 改正前の要綱の規定による様式は、この要綱による改正後の高知市老朽住宅等除却事業費補助金交付要綱の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市老朽住宅等除却事業費補助金交付要綱の規定に基づき事業の認定を受けた者に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年12月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の高知市老朽住宅等除却事業費補助金交付要綱の規定に基づく様式は、この要綱による改正後の高知市老朽住宅等除却事業費補助金交付要綱の規定に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の高知市老朽住宅等除却事業費補助金交付要綱の規定に基づく様式は、この要綱による改正後の高知市老朽住宅等除却事業費補助金交付要綱の規定に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。